

特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）

（注）傍線は改正部分を示す。

改正案		現行	
1 （略）	附則	1 （略）	附則
2 この法律は、平成二十九年三月三十一日限りその効力を失う。		2 この法律は、平成二十四年三月三十一日限りその効力を失う。	

改正案				現行			
附則 (所掌事務の特例) 第二条 (略)				附則 (所掌事務の特例) 第二条 (略)			
2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。				2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。			
平成十四年三月三十一日	(略)	(削除)	(略)	平成十四年三月三十一日	(略)	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	(略)
(削除)	(略)	(削除)	(略)	平成二十四年三月三十一日	(略)	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	(略)
平成二十五年三月三十一日	(略)	(略)	(略)	平成二十五年三月三十一日	(略)	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	(略)
平成二十六年三月三十一日	(略)	(略)	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)	(略)	(略)	平成二十七年三月三十一日	(略)	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	(略)

3 (略)	平成二十九年九月三十日	(略)
	平成二十九年三月三十一日	特殊土壤地帯(特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壤地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	平成二十八年三月三十一日	(略)
	平成二十八年三月三十一日	(略)

3 (略)	平成二十九年九月三十日	(略)
	(新設)	(新設)
	平成二十八年三月三十一日	(略)
	平成二十八年三月三十一日	(略)

改正案		現行	
<p>附則</p> <p>3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則</p> <p>3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
<p>(削除)</p> <p>平成二十五年三月三十一日</p> <p>平成二十六年三月三十一日</p> <p>平成二十七年三月三十一日</p> <p>平成二十八年三月三十一日</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p>	<p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>特殊土地地帯(特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号))</p>	<p>平成二十四年三月三十一日</p> <p>平成二十五年三月三十一日</p> <p>平成二十六年三月三十一日</p> <p>平成二十七年三月三十一日</p> <p>平成二十八年三月三十一日</p> <p>(新設)</p>	<p>特殊土地地帯(特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の特殊土地地帯をいう。)の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。の災害
防除及び振興に関する総合的な政策の企画及
び立案並びに推進に関すること。

改正案

附則		(所掌事務の特例)	
第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。			
(削除)	(削除)	(略)	(略)
平成二十五年三月三十一日	(略)	(略)	(略)
平成二十六年三月三十一日	(略)	(略)	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)	(略)	(略)

現行

附則		(所掌事務の特例)	
第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。			
平成二十四年三月三十一日	(略)	(略)	(略)
平成二十五年三月三十一日	(略)	(略)	(略)
平成二十六年三月三十一日	(略)	(略)	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)	(略)	(略)

平成二十八年三月三十一日	(略)
平成二十九年三月三十一日	特殊土地地帯(特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土地地帯をいう。以下同じ。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

2 (略)

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(削除)	(削除)
平成二十五年三月三十一日	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)
平成二十九年三月三十一日	特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法

平成二十八年三月三十一日	(略)
(新設)	(新設)

2 (略)

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

平成二十四年三月三十一日	特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成二十五年三月三十一日	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)
(新設)	(新設)

月三十一日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号） 附則第六条に規定する日	(略)
-------	--	-----

平成二十五年三月三十一日	(削除)	(削除)
--------------	------	------

(地方支分部局の所掌事務の特例)
 第十条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

月三十一日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号） 附則第六条に規定する日	(略)
-------	--	-----

平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	(略)
--------------	---	-----

(地方支分部局の所掌事務の特例)
 第十条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

2 (略)	平成二十七年三月三十一日	(略)	(略)
	平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	

2 (略)	(新設)	平成二十七年三月三十一日	(略)	(略)
	(新設)		(略)	